

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社サンリオと称する。その英文は、**Sanrio Company, Ltd.** または、**Sanrio Co., Ltd.** とする。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品の製造、販売および輸出入に関する業務

(1). グリーティングカード、ソーシャルエクспRESSION製品

(2). 玩具、トランプ、かるた等のゲーム用品および娯楽用品

(3). 化粧品、日用品雑貨およびスポーツ用品

(4). 医療用具、医薬部外品

(5). 繊維製品

(6). 時計、カメラその他精密機械

(7). 音楽出版物、楽器類

(8). キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）

2. 新聞、雑誌等定期刊行物、書籍の出版、販売および輸出入に関する業務

3. 電気製品、通信機器、電子機器およびそのソフトウェアの製造、開発、販売ならびに輸出入に関する業務

4. 園芸植物の栽培、販売および輸出入に関する業務

5. レコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク等の音楽および映像を録音録画した商品の企画、製造、販売および輸出入に関する業務

6. 知的財産権（著作権、商標権等）の実施、使用、利用許諾、媒介、維持、管理

7. デザインの企画および利用権、複製権の設定

8. 飲食店、喫茶店の経営、食品類の製造、販売および酒類の販売

9. 映画の製作、興行、配給および輸出入

10. ソーシャルエクспRESSIONショップの内装設計、デザインに関する業務

11. 企業イメージを開発し、高める為の企業シンボルの創造、変更を含む総合システムの開発および製作
12. 企業の経営指導
13. 不動産の賃貸および管理
14. 遊園地、植物園、博物館、劇場等の施設の経営
15. 駐車場、宿泊施設の経営
16. 旅行代理業
17. 損害保険代理業
18. 総合リース業
19. ミュージカルショーやライブショー・演劇等の企画・製作・公演
20. フランチャイズチェーン店への経営および技術指導
21. 倉庫業
22. 教育サービスおよび教材の企画、制作・開発、販売、デザインに関する業務
23. デジタルコンテンツの企画、編集、制作、販売および配信
24. 広告業および各種の宣伝に関する業務
25. スポーツ施設の運営、スポーツに関する衣料品および雑貨の販売、その他スポーツ関連事業
26. 前各号に付帯関連する業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3 億 1 千万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

2. 前項の請求を受けた場合において、当社が単元未満株式の数に相当する数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 12 条 株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、法令または本定款のほか、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 13 条 当会社は、株主または登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定により基準日を定めることができる。この場合には、その基準日を2週間前に公告するものとする。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎年4月1日から6月30日までの間に招集し、臨時株主総会は、その必要ある場合に随時これを招集する。

2. 前項の定時株主総会において議決権を行使する等権利を行使すべき株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主とする。

(招集者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、取締役会長がこれに代り、会長および社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。

2. 法令の規定に基き株主の請求により招集する株主総会の議長は、出席株主中から選出するものとする。

(種類株主総会)

第 16 条 第15条、第19条の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。

(電子提供措置等)

- 第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決 議)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。
2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第 19 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役、代表取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9 名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 21 条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役)

第 23 条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 代表取締役は、各自会社を代表する。

3. 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(業務の執行)

第 24 条 取締役会長、取締役社長は、取締役会の決議に基づき当社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は社長を補佐しこれを分掌する。

2. 取締役会長、取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。その通知は、会日の 2 日前までに各取締役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要が

あるときは、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

第 6 章 業務執行取締役等でない取締役および 会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および会計監査人との間に、任務を怠ったこ

とによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 33 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払確定の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

付則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

2025年6月26日開催の第65回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。

改正 1970年 9月30日
 1971年 9月22日
 1972年 7月 7日
 1972年 9月20日
 1973年 2月 8日
 1973年 9月25日
 1973年10月 9日
 1974年 9月27日
 1976年10月27日
 1977年10月27日
 1978年10月30日
 1980年10月30日
 1981年10月30日
 1982年10月28日
 1983年10月28日
 1986年10月30日
 1988年10月28日
 1989年10月26日
 1992年 6月25日
 1994年 6月28日
 1998年 6月25日
 2000年 6月27日 ただし効力発生は平成12年8月1日とする。
 2000年 7月31日
 2000年 8月31日
 2000年12月29日
 2001年 6月27日
 2001年10月 1日 本改正については、商法の一部を改正する等
 の法律（平成十三年法律第七十九号）附則
 第9条第2項および第4項に基づき変更
 2002年 6月25日
 2003年 6月25日
 2004年 6月24日
 2005年 2月 9日

2006年	6月22日
2007年	6月21日
2009年	6月25日
2012年	6月21日
2019年	6月27日
2022年	6月23日
2023年	6月22日
2024年	6月27日
2025年	6月26日